

法定福利費の計算方法（参考）

<基本的な計算方法>

- 法定福利費 = 労務費 × 社会保険料率（※1）

<労務費の算出が困難な場合>

- 法定福利費 = 労務費 × 社会保険料率（※1）
 [労務費 = 請負金額（消費税抜き）× 労災保険法の労務費率（※2）]
- 法定福利費 = 工事費（消費税抜き）× 工事費当りの平均的な法定福利費割合
- 法定福利費 = 工事数量 × 数量当りの平均的な法定福利費割合

※参照：国土交通省ホームページ「法定福利費を明示した見積書の作成手順」

<保険料率など>

※1：社会保険料率（※令和5年4月1日現在の率です）

種 類	保 険 料 率	
健康保険	10.07%×1/2（事業主負担分）	5.035%
介護保険	1.82%×1/2（事業主負担分） ×0.560（40～64歳の被保険者割合目安）	0.509%
厚生年金保険	18.3%×1/2（事業主負担分）	9.15%
子ども・子育て拠出金（全額事業主負担）		0.36%
雇用保険（建設の事業：事業主負担分）		1.15%
合 計		16.204%

※2：労災保険法の労務費率（厚生労働省・令和5年の労災保険率について）

事 業 の 種 類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業	
組立て又は取付けに関するもの	38%
その他のもの	21%
その他の建設事業	24%